

Mental health

派遣労働者の

心の健康づくり

～労働者の心の健康の保持増進のための指針～

派遣労働者的心の健康に関する現状

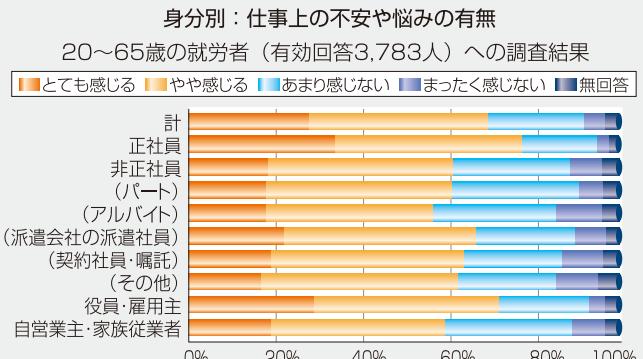
昭和60年に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」といいます)」が成立し、その後の対象職種の拡大等により、派遣労働者数が増加しています(図1)。また、仕事上の不安、悩み、ストレスを「とても感じる」「やや感じる」といった派遣労働者の割合は7割近くとなっています(図2)。

ストレスの要因としては、「派遣先の同僚との関係」「報酬」「派遣先の上司との関係」「仕事の内容」「仕事のあいまいさ」などが高くなっています(図3)。

図1 派遣労働者の推移



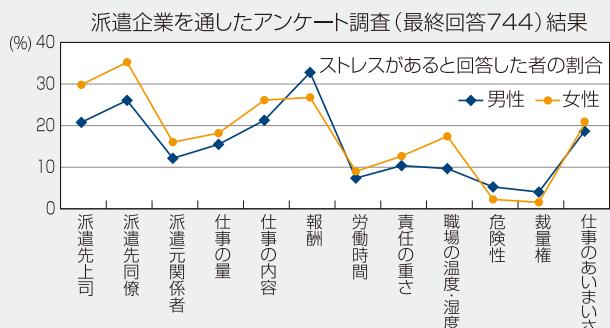
図2 派遣労働者の不安、悩み、ストレスの有無



※「あなたはふだんの仕事で、仕事上の不安や悩み、ストレスについて、どの程度感じていますか」への回答

労働政策研修・研究機構「就業形態の多様化の中での日本人の働き方」2006年

図3 派遣労働者の職業性ストレス因子



※本研究の対象者は、①職務内容は製造関係が高率であり、②年齢は20代及び30代が多く、③年間収入は300万円未満が多い。②、③は、現在の派遣労働者集団の特徴を反映していると考えられる。

廣尚典他「派遣労働者のメンタルヘルスと希望念慮に関する調査研究」2008年



派遣先と派遣元の双方の事業場において、派遣労働者に対し、より積極的に心の健康の保持増進を図ることが重要な課題となっています。

労働者的心の健康の保持増進のための指針のあらまし

厚生労働省は「労働者的心の健康の保持増進のための指針」(メンタルヘルス指針)に基づき職場におけるメンタルヘルスケアを推進しています。派遣労働者についても、その特性に留意しながら、派遣先・派遣元事業者が、それぞれの役割を適切に実施することが重要です。ここでは、指針のうち、派遣先・派遣元事業者が講ずるべき事項を中心として、派遣労働者的心の健康づくりについて記述します。

1 趣旨

本指針は、労働安全衛生法第70条の2第1項の規定に基づき、同法第69条第1項の措置(事業場における心身両面にわたる健康の保持増進)の適切かつ有効な実施を図るための指針として、事業者が講ずるように努めるべき労働者的心の健康の保持増進のための措置(以下「メンタルヘルスケア」という。)が適切かつ有効に実施されるよう、メンタルヘルスケアの原則的な実施方法について定めています。**同法第69条は、派遣先・派遣元双方の事業者に適用があり、メンタルヘルスケアには正規労働者のみならず派遣労働者を含めることが法的に求められています。**

本指針に基づき、各事業場の実態に即した形で、メンタルヘルスケアの実施に積極的に取り組むことが重要です。

2 メンタルヘルスケアの基本的考え方

事業者自らが、派遣労働者を含めて事業場におけるメンタルヘルスケアを積極的に推進することを表明するとともに、衛生委員会等において十分調査審議を行い、事業場におけるメンタルヘルスケアの具体的実施事項をまとめた「心の健康づくり計画」を策定する必要があります。また、その実施に当たっては「セルフケア」、「ラインによるケア」等の「4つのケア」が継続的かつ計画的に行われるよう関係者に対する教育研修・情報提供を行うとともに、派遣先・派遣元事業者が必要な連携を図りつつ、それぞれ「4つのケア」を効果的に推進し、職場環境等の改善、メンタルヘルス不調への対応、自殺防止等が円滑に行われるようになります。

また、メンタルヘルスケアを推進するに当たっては、次の事項に留意して下さい。

心の健康問題の特性

心の健康については、その評価は容易ではなく、さらに、心の健康問題の発生過程には個人差が大きいため、そのプロセスの把握が困難です。また、すべての労働者が心の問題を抱える可能性があるにもかかわらず、心の健康問題を抱える労働者に対して、健康問題以外の観点から評価が行われる傾向が強いという問題があります。

【指針：2-①】

労働者の個人情報の保護への配慮

メンタルヘルスケアを進めるに当たっては、健康情報を含む労働者の個人情報の保護及び労働者の意思の尊重に留意することが重要です。心の健康に関する情報の収集及び利用に当たっての、労働者の個人情報の保護への配慮は、労働者が安心してメンタルヘルスケアに参加できること、ひいてはメンタルヘルスケアがより効果的に推進されるための条件です。

【指針：2-②】

留意事項

人事労務管理との関係*

労働者的心の健康は、体の健康に比較し、職場配置、人事異動、職場の組織等の人事労務管理と密接に関係する要因によって、より大きな影響を受けます。メンタルヘルスケアは、人事労務管理と連携しなければ、適切に進まない場合が多くあります。

【指針：2-③】

家庭・個人生活等の職場以外の問題

心の健康問題は、職場のストレス要因のみならず家庭・個人生活等の職場外のストレス要因の影響を受けている場合も多くあります。また、個人の要因等も心の健康問題に影響を与え、これらは複雑に関係し、相互に影響し合う場合が多くあります。

【指針：2-④】

*メンタルヘルスケアにおいては、派遣労働者についても業務面の配慮や適正配置等が重要になります。派遣先・派遣元事業場のそれぞれにおいて、このような点について必要な配慮を行いましょう。